

株 主 各 位

大阪市西区京町堀一丁目8番5号
明星工業株式会社
取締役社長 大谷 壽輝

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|----|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 平成28年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
北浜フォーラム（大阪証券取引所ビル 3階）会議室A・B・C
（末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | 1. | 第74期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第74期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第3号議案 | | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容に修正が生じた場合は、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.meisei-kogyo.co.jp>）に掲載することによりお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による経済対策や金融政策などを背景に原油安、円安・ドル高基調が続くなか、堅調な企業収益や雇用・所得環境の改善に支えられ緩やかな回復基調が継続いたしました。しかしながら、年明け以降の急速な円高により、日銀のマイナス金利導入による緩和政策が実施されましたものの、外需環境の悪化や緩慢な個人消費等の影響を受け、景気は足踏み状態となりました。一方、海外では米国やユーロ圏で景気を持ち直しが見られましたが、中国を中心とした新興国経済の減速が年度後半に入り一段と鮮明になり、原油等資源価格の下落や中東における紛争、テロ事件をはじめとする地政学的なリスクなどの懸念材料もあり、一層不透明感が増す状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く建設関連市場につきましては、事業領域である熱利用装置産業の新規設備投資は慎重となり、省エネルギーや効率化・安全対策などの維持更新、研究開発が設備投資の下支えとなる反面、公共事業の減少に加え人手不足や労務費および資機材価格の高止まりによる熾烈な受注競争が継続し、引き続き厳しい事業環境となりました。

こうした状況のなかで当社グループは、新たに策定した中期経営計画（平成27年度～平成29年度）初年度の目標達成に向けて、業界シェアのアップおよび新規顧客の創出を図るとともに、中長期的な企業体質の改善を目的とした競争力の強化、事業領域の拡大、コスト削減による工事採算性の向上および施工・生産の効率的な体制の整備など、グループの総力を挙げて取り組んでまいりました。

建設工事事業につきましては、主たる事業である断熱工事は、設備過剰問題によるプラント市場の縮小や安価な海外製品の流入に起因する経営統合・再編の具体化で業界全体が大きく集約される方向にあるなか、石油・石油化学分野では既設設備改造工事や省エネ対応工事が底堅く推移し、原子力の代替需要となるLNGの陸上設備および運搬船などの電力・ガス関連分野につきましても着実に進展いたしました。また、海外では原油価格低迷の影響により、産油・産ガス国の投資計画推進に慎重さが見られ、新興国につきましても景気減速の懸念はありましたものの、人口増加や経済成長を背景に内需向けの投資計画が進められております。また、クリーンルーム関連工事は、半導体や高付加価値製品が在庫調整の影響を受け、電子部品関連の工場稼働率も低下しており、新規大型案件は低調な状況となりました。

ボイラ事業に関しましては、省エネルギーへの対応から引き続き高効率ガス炊きボイラや小型貫流ボイラの需要が増加しており、省資源を目的としたバイオマス発電設備の新規製缶は一巡いたしました。老朽化したごみ処理施設の更新・改良工事につきましては持続的に推移いたしました。

その結果、当社グループの当連結会計年度における受注高は、438億5千2百万円（対前期比18.8%減）、売上高につきましても454億1千2百万円（同3.1%減）の計上に止まりました。利益面につきましては、徹底したトータルコストの削減に努め営業利益は57億1千6百万円（同0.1%増）となりましたが、為替差損等の影響により経常利益は57億9千6百万円（同7.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は39億2千3百万円（同6.1%減）の計上となりました。

なお、当社は経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議により当事業年度より1,500,000株を上限として自己株式の取得を実施いたしております。

事業の種類別の概況は次のとおりであります。

〈建設工事業〉

建設工事業につきましては、産業用設備の保温・保冷、築炉・耐火被覆、LNG・LPGの運搬船および陸上タンク防熱の断熱工事を主体に、ごみ焼却場設備、煙突ライニング、コンクリートの耐震補強・補修、防音、アスベスト除去などの環境関連工事、IT企業向けの内装仕上等のクリーンルーム工事および冷凍冷蔵低温設備工事などを行っております。

当社グループの主たる事業である断熱工事に関しましては、国内ではプラント設備のメンテナンス投資や建設投資が手控えられ市場が縮小局面にあるなか、LNG関連工事が堅調に伸長し、電力・ガス、石油・石油化学分野等も底堅く推移いたしました。また、海外におきましては、オーストラリア国におけるLNG出荷設備の工事進行基準による売上計上がありました。その結果、断熱工事全体の売上高は前期に比べ増加いたしました。また、受注高につきましては、主に海外大型案件の成約時期のずれ込みもあり減少いたしました。

環境関連工事に関しましては、官公庁・民間企業が政府の方針による地球温暖化防止対策や循環型社会への対応に取り組んでおり、ごみ焼却場施設の設備工事は安定的に推移いたしました。また、コンクリートの耐震補強・補修、防音および煙突ライニング工事などが前期より減少した関係で、環境関連工事全体といたしましては、受注高・売上高ともに前期を下回る結果となりました。

また、クリーンルーム工事に関しましては、工業系・バイオ系クリーンルームのほか、顧客の製造設備高付加価値化および増設工事の受注活動を積極的に展開するとともに、工事原価の圧縮ならびに経費の削減に努めましたことにより、受注高・売上高が前期を上回り、利益面につきましても大幅な増益となりました。

当連結会計年度における建設工事業の受注高および売上高の状況につきましては、グループ全体で業容の拡大および競争力の強化に努めましたが、受注高は394億4千6百万円（対前期比11.6%減）、売上高は390億7千6百万円（同4.5%増）の計上となりました。

〈ボイラ事業〉

ボイラ事業につきましては、各種ボイラならびに産業用焼却炉の製造、施工、据付工事を主たる事業といたしております。

当連結会計年度におけるボイラ事業の受注高および売上高の状況につきましては、国内の環境意識の高まりから、老朽化したごみ処理施設の改造・補修工事および鉄工工事は安定的に推移いたしました。また、政府の再生可能エネルギーの電力固定価格買取

制度に伴うバイオマス発電設備の引き合いが一巡したこともあり、受注・売上ともに新規製缶が減少いたしました。その結果、ボイラ事業の受注高は44億5百万円（対前期比53.0%減）、売上高は63億3千6百万円（同33.2%減）の計上に止まりました。

当社グループの事業の種類別受注高および売上高は次のとおりであります。

① 受注高

事業別区分	第73期		第74期		増減	
	26.4.1~27.3.31	構成比	27.4.1~28.3.31	構成比		増減率
建設工事業	44,608 ^{百万円}	82.6%	39,446 ^{百万円}	90.0%	△5,162 ^{百万円}	△11.6%
ボイラ事業	9,370	17.4	4,405	10.0	△4,964	△53.0
合計	53,978	100.0	43,852	100.0	△10,126	△18.8

② 売上高

事業別区分	第73期		第74期		増減	
	26.4.1~27.3.31	構成比	27.4.1~28.3.31	構成比		増減率
建設工事業	37,384 ^{百万円}	79.8%	39,076 ^{百万円}	86.0%	1,692 ^{百万円}	4.5%
ボイラ事業	9,489	20.2	6,336	14.0	△3,153	△33.2
合計	46,873	100.0	45,412	100.0	△1,460	△3.1

(注) 当社グループでは、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、8億4千8百万円であり、その主なものは次のとおりであります。なお、これらの所要資金は自己資金により充当いたしました。

(建設工事業)

浜松工場におけるLNG船タンク防熱工事業用材料の生産設備増強ならびに日本ケイカル株式会社社屋の新築

(3) 資金調達の状況

資金調達の状況につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 71 期	第 72 期	第 73 期	第74期(当期)
	24. 4. 1～25. 3. 31	25. 4. 1～26. 3. 31	26. 4. 1～27. 3. 31	27. 4. 1～28. 3. 31
受 注 高(百万円)	39,841	45,534	53,978	43,852
売 上 高(百万円)	41,629	43,813	46,873	45,412
経 常 利 益(百万円)	2,997	3,883	6,231	5,796
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,075	2,240	4,176	3,923
1株当たり当期純利益(円)	37.18	41.17	77.68	73.83
総 資 産(百万円)	46,375	49,776	53,052	54,463
純 資 産(百万円)	30,110	32,485	35,613	38,402
1株当たり純資産額(円)	549.86	593.14	666.95	721.08

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しており、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出しております。

なお、発行済株式の総数については自己株式を控除しております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、企業収益や雇用・所得環境の改善、政府・日銀による様々な対策・政策をはじめ、米国を中心とした先進国経済の緩やかな回復基調が見込まれる一方で、個人消費の伸び悩みや設備投資への慎重姿勢に加え為替動向なども懸念され、国内景気は足踏み状態が続くものと思われま。

当社グループを取り巻く主要関連市場につきましては、民間設備投資の先行き不透明感や政府の「エネルギー供給構造高度化法」への対応から、石油精製・石油化学などの素材産業を中心に生産設備の統廃合や拠点の海外シフト等により、熱エネルギー関連市場が縮小傾向にあるものの、一方では、老朽化原子力発電所の廃炉や稼働停止により供給力を補うべく火力発電所の建設が計画されており、原発の再開や水力、石炭火力などの多様な発電所建設と併せ、稼働発電所の安定操業の対策として、メンテナンス需要が高まってくるものと予想されます。それに伴い、エネルギー源としてのLNG関連事業も国内外を通じて堅調を持続するものと期待いたしております。

このような情勢に対処するため、当社グループは、平成27年度からスタートした中期経営計画の実現を目指して、「飛躍に向けて限りなく挑戦」をスローガンに掲げ、行動指針である「改革、スピード&チャレンジ」をグループ全体に浸透させ、業界シェアアップのために施工力・技術力の差別化による競争力の強化を図り、受注拡大と収益力の向上に努めながら、企業力のさらなる強化に取り組んでまいります。

また、当社といたしましては、企業としての社会的責任を果たすため、引き続きコンプライアンスの徹底およびコーポレート・ガバナンスを推し進め、経営基盤の強化ならびにあらゆる事業環境に応じた組織体制を確立し、ステークホルダーのご期待に応えられるようグループ全体で企業価値の向上に邁進する所存です。

株主の皆様には、今後ともよろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社よしみね	98 ^{百万円}	100.0 %	ボイラ・各種工業炉・製缶・配管の設計、製造、施工および据付
明星建工株式会社	30	100.0	建築工事および内装仕上工事の設計、施工
日本ケイカル株式会社	300	66.7	けい酸カルシウム保温材の製造、販売
MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. (シンガポール)	1,500 ^{千S\$}	100.0	熱絶縁工事および耐火工事の設計、施工

(S\$: シンガポール・ドル)

- ③ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事業別区分	種類	事業内容
建設工事業	熱絶縁工事	保温、保冷(超低温)、防露および耐火・断熱工事
	環境関連工事	ごみ処理施設、コンクリート耐震補強、煙突ライニング、防音およびアスベスト除去工事
	内装仕上工事	クリーンルーム、アルミ・スチール耐火構造間仕切り工事
	その他附帯工事	築炉、塗装、防食、足場架設、コンクリート補修、鉄工、配管・ダクト、耐火被覆および冷凍冷蔵低温設備工事等
	工用材料の製造	熱絶縁工用材料の製造、販売
ボイラ事業	一般機械器具製造	産業用ボイラ、産業用焼却炉の製造

(8) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所、工場および研究所

本 社	大阪市西区京町堀一丁目8番5号
東 京 本 部	東京都中央区湊一丁目8番15号
支 店	東部支店（東京都中央区）同支店内に12営業所 近畿・中部支店（大阪市西区）同支店内に7営業所 中国・四国支店（広島市南区）同支店内に10営業所 九州支店（福岡市中央区）同支店内に8営業所
工 場	浜松工場（浜松市北区）
研 究 所	中央研究所（浜松市北区）

② 重要な子会社の主要な事業所

国 内	株式会社よしみね（大阪市西区） 明星建工株式会社（大阪市城東区） 日本ケイカル株式会社（浜松市北区）
海 外	MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.（シンガポール国）

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事 業 別 区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
建 設 工 事 事 業	514 名	△ 4 名
ポ イ ラ 事 業	102	△ 9
合 計	616	△ 13

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. △は減少を示します。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
311 名	△ 2 名	39.9 歳	13.8 年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. △は減少を示します。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	400 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	400

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 発行可能株式総数 | 190,000,000 株 |
| ② 発行済株式の総数 | 59,386,718 株 |
| ③ 株主数 | 20,790 名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	4,032 千株	7.6 %
公 益 財 団 法 人 富 本 奨 学 会	2,695	5.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,618	4.9
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,617	4.9
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,960	3.7
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,930	3.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,769	3.3
明 星 工 業 取 引 先 持 株 会	1,534	2.8
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,400	2.6
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,380	2.6

(注) 当社は、6,461,985株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外いたしております。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

① 取得・処分した自己株式

取得した自己株式

取締役会決議で買い受けた株式

普通株式 308,500株

取得価額の総額 144,804,092円

単元未満株式の買取請求により買い受けた株式

普通株式 601株

買取価額の総額 329,915円

処分した自己株式

新株予約権の権利行使により売り渡した株式

普通株式 138,000株

売渡価額の総額 35,070,000円

単元未満株式の買増請求により売り渡した株式

普通株式 51株

買増価額の総額 27,081円

② 事業年度末日に保有する自己株式

普通株式 6,461,985株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成28年3月31日現在)

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		平成21年7月23日	平成22年7月22日	平成27年11月6日
新株予約権の数		5個	5個	1,850個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 5,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 185,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権1個当たり1,816円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり255,000円 (1株当たり255円)	新株予約権1個当たり247,000円 (1株当たり247円)	新株予約権1個当たり58,300円 (1株当たり583円)
権利行使期間		平成23年8月11日から平成29年8月10日まで	平成24年8月11日から平成30年8月10日まで	平成28年7月1日から平成31年6月30日まで
役員 の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数：5個 株式数：5,000株 保有者数：1人	該当者なし	新株予約権の数：1,850個 株式数：185,000株 保有者数：7人
	取締役 (監査等委員)	該当者なし	新株予約権の数：5個 株式数：5,000株 保有者数：1人	該当者なし

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		平成27年11月6日
新株予約権の数		2,570個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 257,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり1,816円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり58,300円 (1株当たり583円)
権利行使期間		平成28年7月1日から平成31年6月30日まで
従業員等への 交付状況	当社執行役員 (取締役兼務を除く)	新株予約権の数：400個 株式数：40,000株 交付者数：4人
	当社従業員	新株予約権の数：1,120個 株式数：112,000株 交付者数：30人
	当社子会社取締役	新株予約権の数：1,050個 株式数：105,000株 交付者数：9人

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 常務取締役	大 谷 壽 輝 朝 倉 滋	支店統括 兼 調達部 担当 日本ケイカル株式会社 取締役
取 締 役	印 田 博	財務部長 兼 総務部および関連会社 担当 PT. MEISEI INDONESIA 代表取締役 MEISEI INTERNATIONAL CO., LTD. 代表取締役 明星建工株式会社 取締役 MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 取締役
取 締 役	西 村 英 明	工事統括部長 兼 浜松工場 担当およびイクシス プロジェクト ディレクター
取 締 役	林 秀 行	技術統括部長 兼 環境事業統括部および品質・安全管理部 担当
取 締 役	山 下 公 典	支店統括副統括 兼 近畿・中部支店長 日本ケイカル株式会社 取締役
取 締 役	尾 崎 昇	営業統括部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	光 田 建 治	株式会社よしみね 監査役 明星建工株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	上 村 恭 一	公認会計士・税理士 上村恭一事務所 所長 誠光監査法人 代表社員 株式会社浅川組 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	吉 竹 英 之	税理士 吉竹税理士事務所 所長 株式会社ハイレックスコーポレーション 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	三 品 幹 男	

- (注) 1. 監査等委員である取締役 上村恭一、吉竹英之および三品幹男の各氏は社外取締役であります。なお、各氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員である取締役 上村恭一氏は公認会計士・税理士として、同 吉竹英之氏は税理士として、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、同 三品幹男氏は長年の金融機関における豊富な経験に加え、幅広い見識を有しております。
3. 監査等委員である取締役 光田建治氏は、当社の営業所長として長年の経験があり、実務上の会計・原価管理に関する相当程度の知見を有しております。また、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

① 新 任 〔平成27年6月25日付〕

取 締 役 山 下 公 典
 取 締 役 尾 崎 昇
 取締役（常勤監査等委員） 光 田 建 治
 取締役（監査等委員） 上 村 恭 一
 取締役（監査等委員） 吉 竹 英 之
 取締役（監査等委員） 三 品 幹 男

- ② 退 任 [平成27年6月25日付]
 常勤監査役 光 田 建 治
 監 査 役 上 村 恭 一
 監 査 役 吉 竹 英 之

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (監査等委員を除く)	7 名	180 百万円
取 締 役 (監 査 等 委 員) (う ち 社 外 取 締 役)	4 (3)	20 (9)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	5 (2)
合 計	14	206

- (注) 1. 当社は、平成27年6月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、監査役の報酬等の額は本件移行前の期間に係るものであり、監査等委員の報酬等の額は本件移行後の期間に係るものであります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第73回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）は年額3億3千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。）、監査等委員である取締役は年額7千万円以内とご決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

1. 監査等委員である取締役 上村恭一氏は、上村恭一事務所の所長および誠光監査法人の代表社員であります。当社と同事務所および同監査法人の間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社浅川組の社外監査役を兼務いたしておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
2. 監査等委員である取締役 吉竹英之氏は、吉竹税理士事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社ハイレックスコーポレーションの社外監査役を兼務いたしておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
3. 監査等委員である取締役 三品幹男氏は、他の法人等との重要な兼職はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役会および監査役会ならびに監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取 締 役 会		監 査 役 会		監 査 等 委 員 会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 (監査等委員)	上 村 恭 一	15 回	88.2 %	2 回	66.7 %	11 回	100.0 %
社外取締役 (監査等委員)	吉 竹 英 之	16	94.1	3	100.0	11	100.0
社外取締役 (監査等委員)	三 品 幹 男	13	100.0	—	—	11	100.0

(注) 1. 上村恭一氏および吉竹英之氏の取締役会、監査等委員会出席回数は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであり、社外監査役としての取締役会、監査役会出席回数は、移行前の期間に係るものであります。

2. 三品幹男氏は、平成27年6月25日就任以降に開催された取締役会および監査等委員会への出席回数を記載いたしております。

2. 取締役会および監査役会ならびに監査等委員会における発言状況

上村恭一氏は公認会計士・税理士として、吉竹英之氏は税理士としての専門的見地から、また、三品幹男氏は異業種における豊富な経験と幅広い見識を活かし、それぞれ企業経営全般にわたり意見の表明を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）による計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（またはこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヵ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

6. 会社の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社は、取締役会において会社法第399条の13第2項の規定に基づき、同条第1項第1号ロおよびハならびに会社法施行規則第110条の4第1項および第2項の各号に定める上記体制について決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. コンプライアンス体制の基礎として、当社および当社グループの取締役および使用人が法令・定款および当社の経営理念を遵守した行動をとるための「企業行動指針」を制定し、「コンプライアンス規程」に基づき社内体制を整備する。
 2. コンプライアンス体制の確立を図り、公正公平な職務の推進を確保するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令違反その他コンプライアンス上の課題の検討および対応を行う。
また、コンプライアンス委員会には、経営監視機能の有効性を確保するため監査等委員である取締役が独立した立場で出席する。
 3. 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報取扱規程」に基づきその運用を行う。
 4. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度をとり、決して経済的な利益を供与しない。
 5. 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。
 6. 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室が、内部監査を計画的に実施し、法令・定款に不適合となる事態を早期に発見し未然防止に努める。
 7. 監査等委員会は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制および内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を求めることができる。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存年限一覧表に定める期間中、適切かつ確実に検索可能な状態で保存、管理する。また、取締役が求めたときは、常時、当該情報を入手、閲覧することができる体制を構築する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 業務を執行する取締役は、各業務執行部門で発生する損失の危険（以下、「リスク」という。）に関する「リスク管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。また、必要に応じて各リスク委員会を設置し、問題点の把握と改善措置を実施する。

2. 緊急かつ全社的に対処する必要がある場合には、社長もしくは社長が指名する取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に管理を行う。また、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、全社の目標である中期経営計画および年度事業計画を策定し、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて最適な組織編成を行う。
 2. 取締役会は月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。各統括部門を担当する取締役は、年度事業計画の進捗状況の報告および具体的な施策、効率的な業務遂行体制を構築する。
 3. 取締役会の意思決定と業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。
- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. グループ各社全体の内部統制を担当する取締役を指名、担当取締役はグループ各社と連携してグループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。
 2. 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による関係会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
担当取締役は、一定の基準を満たす重要事項を取締役会付議事項とする。
 3. 監査等委員会は内部監査室と連携し、グループ会社に対する内部統制体制に関する監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 1. 監査等委員会から要望があれば、その職務を補助すべき当社の使用人を配置して、随時監査業務の遂行および支援を行う。
 2. 監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、独立性の確保のためにその指示に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けない。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
 1. 監査等委員は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人から重要事項の報告を求めることができる。

2. 取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人は、当社および当社グループ各社の財務および業績に重要な影響を及ぼす事項について監査等委員会に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反および不正行為の事実を知ったときは監査等委員会に遅滞なく報告する。
- ⑧ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 1. 当社は、「内部通報取扱規程」に定める通報を行った当社グループの取締役および使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。
 2. 総務担当役員は、通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員会に報告する。
 3. 内部通報窓口への通報内容が監査等委員の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査等委員会への通報を希望する場合は、速やかに監査等委員会に通知する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会が職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理を行う。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、代表取締役、内部監査室および監査法人と定期的に意見交換会を実施し、監査の実効性を確保する。また、監査等委員会は必要に応じて外部アドバイザーに相談、助言を受けることができる。

(2) 当事業年度における運用状況の概要

当社は、平成27年6月25日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上を図りました。当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の効率性確保のための取り組み

当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会において経営戦略等、各取締役の担当部門の実績のレビューを行うとともに、当事業年度が初年度となる「中期経営計画」の進捗状況について各取締役が適宜報告を行いました。

また、当社グループ各社の代表取締役をメンバーとする「社長会」を定期的開催し、各子会社の職務執行状況の報告および各社間で意見交換を行いました。

さらに、内部統制の目標を効果的に達成するため、年間の監査計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査いたしております。

② コンプライアンスに対する取り組み

当社および当社グループの役員および使用人がコンプライアンスを実践していくための『企業行動指針』を制定し、「コンプライアンス規程」に基づき社内体制を整備いたしております。本規程に基づくコンプライアンス委員会は定期的開催さ

れ、コンプライアンス上の課題における対策の検討ならびに取り組み全般に対する企画・立案を行い、決議した内容の周知・徹底を図っております。

また、当社および当社グループ各社にコンプライアンスに係る責任者を配置し、職制に応じた教育・訓練を通じて、コンプライアンスの啓発を推進いたしております。

③ リスク管理に対する取り組み

大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、取締役社長を本部長とする危機対策本部を設置して対応に当たっております。当事業年度においては、工事施工上の安全管理や品質保証のほか、海外工事におけるカントリーリスク、与信調査・管理など経営および財政状況に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクで緊急かつ全社的に対応すべき事案はありませんでした。

④ 監査等委員会監査の実効性確保のための取り組み

監査等委員は取締役会のほかコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受け、経営全般にわたり意見の表明を行い、内部統制システムの整備・運用状況を確認いたしております。また、取締役が決裁した重要書類を常勤監査等委員が定期的に見直し、業務執行状況を随時確認するとともに、子会社の取締役との意思疎通および情報交換に努めております。

7. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）

(1) 基本方針

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大量買付がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、昨今、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きがまだまだ散見されるところであります。そして、かかる株式の大量買付のなかには、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提供するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値、株主の皆様との共同の利益を毀損するおそれがある買収者については、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。当社といたしましては、長年培ってきた当社の企業風土を背景として、中長期的な視点に立った事業展開を行い、もって、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させる者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として望ましいと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、近年「エネルギー」と「エコロジー」の豊かな共存こそが、企業に課せられた重要なテーマといわれるなかで、昭和19年の創業以来、「顧客の創造と信頼の確保」、「社会への貢献」、「未来への挑戦」という経営理念に基づき、コア事業である断熱工事・技術を通じてエネルギーの有効利用に貢献するとともに、事業領域拡大を図り、燃焼技術を基礎としたボイラの製造・据付、クリーンルーム内装工事、冷凍冷蔵低温設備工事および環境関連にも取り組んでまいりました。

平成27年4月、当社は将来のあるべき姿を見据えて、中期経営計画（平成27年度～平成29年度）を策定いたしました。本計画は「飛躍に向けて限りなく挑戦」をスローガンとして、コンプライアンスの徹底に基づく適正なガバナンスの確立を目指す一方、企業風土の醸成、当社グループ内の意識改革を図り、新たなビジネスチャンスを創出するため、(1) 企業力の強化 (2) 事業領域の拡大と強化 (3) 組織基盤の活性化 (4) 社会的責任の推進を重点施策に挙げております。

当社は、中長期的視点に立ってこれらを継続的に維持、発展させていくことが一層の企業価値および株主共同の利益の向上につながるものと考えております。また、コ

ーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、引き続き企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、前掲(1)に記載の基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、新株予約権の無償割当てを用いた、事前警告型買収防衛策（以下、「本プラン」といいます。）を平成27年6月25日開催の第73回定時株主総会において、有効期間を3年として更新のご決議をいただきました。その概要は次のとおりであります。

① 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

② 本新株予約権の発行

買付者等が、本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を株主の皆様に対して無償で割当てます。

③ 本プランの概要

1. 本プランの適用対象

本プランは、次の(a)または(b)に該当する当社株式に対する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- (a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上になる買付等
- (b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等所有割合およびその特別関係者の株券等保有割合の合計が20%以上になる公開買付け

2. 当社取締役会による検討作業

当社取締役会は、買付者等から必要な情報を受領してから、一定の検討期間内に、買付者等からの提案に関する評価・検討、買付者等との交渉あるいは買付等に対する意見形成、代替案の策定等を行うものとします。

3. 独立委員会による助言・勧告

当社は、当社取締役会が恣意的な判断を行うことを防止するため、社外取締役および社外有識者の中から選任された委員により構成された独立委員会を設置いたしております。独立委員会は、取締役会が提供した買付者等の情報について評価・検討を行い、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重するものとします。

4. 本プランの発動

(a) 独立委員会による本プランの発動・不発動の勧告

独立委員会は、買付者等による買付等の内容について検討を行った結果、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、遅滞なく、当社取締役会に対して本プランの発動を勧告し、本要件のいずれにも該当しない、または該当しても本プランを発動することが相当でないとして判断した場合には、本プランの不発動を勧告します。

(b) 株主意志確認総会の招集

当社取締役会は、買付者等による買付等の内容等を考慮のうえ、当社取締役の善管注意義務等に照らして、株主意志確認総会を招集することが必要かつ相当であると判断した場合、あるいは独立委員会が本プランの発動または不発動に関する株主の皆様意思を確認すべき旨の意見を付した場合、独立委員会による手続に加えて株主意志確認総会を招集し、本プランの発動または不発動に関する株主の皆様意思を確認することができます。

(4) 本プランが基本方針に従い、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本プランは、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載のとおり、当社の企業価値を向上させ株主共同の利益に資する目的をもって導入されたものです。本プランの有効期間は平成30年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までですが、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主意志確認総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、その意味で、本プランは株主の皆様のご意向が反映されることになっております。

また、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みとして、① 経済産業省および法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、経済産業省に設置された企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書にも十分配慮した内容となっていること、② 買付者等との協議、交渉、評価期間の延長および発動事由の該当性に関する取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため独立委員会を設置していること、③ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと、などから本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。

さらに、当社取締役会による恣意的な判断を防止するため、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止または撤回を最終的に決定するに当たって、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、

以上により、本プランは、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	36,050	流動負債	12,206
現金預金	16,245	支払手形	2,188
受取手形	2,144	電子記録債務	190
電子記録債権	1,742	支払信託	461
完成工事未入金	13,466	工事未払金	3,513
有価証券	33	買掛金	743
未成工事支出金	1,375	短期借入金	1,330
商品及び製品	253	未払法人税等	1,137
原材料及び貯蔵品	147	未成工事受入金	799
繰延税金資産	285	賞与引当金	419
その他	398	役員賞与引当金	69
貸倒引当金	△43	完成工事補償引当金	109
		工事損失引当金	0
		その他	1,243
固定資産	18,412	固定負債	3,854
有形固定資産	14,620	退職給付に係る負債	1,057
建物及び構築物	2,278	役員退職慰労引当金	345
機械装置及び運搬具	486	繰延税金負債	1,889
土地	11,374	再評価に係る繰延税金負債	483
その他	479	資産除去債務	16
無形固定資産	55	その他	61
投資その他の資産	3,737	負債合計	16,060
投資有価証券	3,161	(純資産の部)	
繰延税金資産	116	株主資本	36,206
その他	498	資本金	6,889
貸倒引当金	△39	資本剰余金	1,002
		利益剰余金	30,430
		自己株式	△2,116
		その他の包括利益累計額	1,957
		その他有価証券評価差額金	628
		土地再評価差額金	958
		為替換算調整勘定	490
		退職給付に係る調整累計額	△121
		新株予約権	19
		非支配株主持分	219
		純資産合計	38,402
資産合計	54,463	負債・純資産合計	54,463

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,412
売上原価	35,503
売上総利益	9,909
販売費及び一般管理費	4,193
営業利益	5,716
営業外収益	291
受取利息配当金	110
不動産賃貸料	120
その他	60
営業外費用	211
支払利息	13
不動産賃貸原価	58
為替差損	67
固定資産除却損	44
その他	27
経常利益	5,796
特別損失	9
投資有価証券評価損	9
税金等調整前当期純利益	5,786
法人税、住民税及び事業税	1,872
法人税等調整額	△50
当期純利益	3,965
非支配株主に帰属する当期純利益	41
親会社株主に帰属する当期純利益	3,923

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年4月1日 期首残高	6,889	999	26,985	△2,015	32,859
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△478		△478
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,923		3,923
自己株式の取得				△145	△145
自己株式の処分		2		44	47
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	2	3,445	△100	3,347
平成28年3月31日 期末残高	6,889	1,002	30,430	△2,116	36,206

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 金 差 額	為 替 換 算 勘 定 調 整	退 職 給 付 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成27年4月1日 期首残高	880	933	747	△7	2,553	23	178	35,613
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△478
親会社株主に帰属する 当期純利益								3,923
自己株式の取得								△145
自己株式の処分								47
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△251	25	△256	△113	△596	△3	41	△558
連結会計年度中の変動額合計	△251	25	△256	△113	△596	△3	41	2,788
平成28年3月31日 期末残高	628	958	490	△121	1,957	19	219	38,402

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社	12社
株式会社よしみね	明星建工株式会社
日本ケイカル株式会社	株式会社エムエステック
メイセイ工事株式会社	明星松山工事株式会社
株式会社メイセイクリエート	MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.
PT. MEISEI INDONESIA	MEISEI INTERNATIONAL CO., LTD.
MEISEI NIGERIA LIMITED	SMI GLOBAL SDN. BHD.
(2) 非連結子会社	2社
MEISEI INDUSTRIAL (M) SDN. BHD.	MEISEI SAUDI CO., LTD.

上記は清算手続中であり、重要性が乏しいため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社はありません。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社 2社
- | | |
|---------------------------------|------------------------|
| MEISEI INDUSTRIAL (M) SDN. BHD. | MEISEI SAUDI CO., LTD. |
|---------------------------------|------------------------|

上記は清算手続中であり、重要性が乏しいため持分法の適用範囲に含めておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社であるMEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 他 4 社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法

- ③ たな卸資産
未成工事支出金
商品及び製品、原材料
及び貯蔵品
- 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び国内連結子会社
在外連結子会社
- 定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
定額法を採用しております。
- ② リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、債権については個別に回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
当社及び国内連結子会社は、従業員（使用人兼務役員を含む）に支給する賞与に充てるため、翌連結会計年度の支給見込額のうち当連結会計年度対応額を見積計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
当社及び国内連結子会社の一部は、役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
- ④ 完成工事補償引当金
当社及び連結子会社の一部は、引渡しを完了した工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づき計上しております。
- ⑤ 工事損失引当金
当社及び連結子会社の一部は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金
当社及び国内連結子会社の一部は、役員の退職金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの工事契約の進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ等については、特例処理を採用しております。
- (8) 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが生じた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は、1,035百万円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,917百万円

(2) 担保差入資産

連結会社以外の会社の借入金の担保に供している資産は次のとおりであります。

投資有価証券 0百万円

(3) 保証債務残高 48百万円

(4) 偶発債務

当社が加入している「日本保温保冷工業厚生年金基金」は、平成26年9月18日開催の代議員会において同基金解散の方針を決議し、平成28年3月30日に厚生労働大臣の認可を受け解散いたしました。

上記に伴い費用の発生が見込まれますが、現時点では不確定要素が多く、合理的な見積もり金額を算定することができません。

(5) 貸出コミットメント契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 4,000百万円

借入実行残高 ー百万円

差引額 4,000百万円

(6) 土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号及び第4号に定める算定の基礎となる価額に基づき、合理的な調整を行い算出しております。

・再評価を行った年月日 平成14年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,095百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	59,386,718株	一株	一株	59,386,718株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	6,290,935株	309,101株	138,051株	6,461,985株

(注) 普通株式の自己株式の増加309,101株は、取締役会決議による自己株式の取得308,500株及び単元未満株式の買い取りによる601株であり、減少138,051株は、ストック・オプションの権利行使による138,000株及び単元未満株式の売り渡しによる51株であります。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)					当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	19	

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日定時株主総会	普通株式	212	利益剰余金	4	平成27年3月31日	平成27年6月26日
平成27年10月30日取締役会	普通株式	265	利益剰余金	5	平成27年9月30日	平成27年11月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年6月29日開催予定の第74回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 264百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月30日

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に設備投資及び運転資金に必要な資金を銀行借入等により調達しております。資金運用については主に短期的な預金等に限定し、一部資金計画に照らして安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利変動によるリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外工事等にて生じる外貨建て営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約・通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、取引先企業及び業務に関係する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、支払信託、工事未払金及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、海外工事等における役務、原材料購入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、手許外貨預金による決済、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は営業取引に係る資金調達、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、期間は原則として3年以内であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約・通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を適時モニタリングし、取引先ごとに毎月与信残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、有価証券管理規程に従い、運用枠を設定し、かつ、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクは、債権債務の決済計画に基づいて、先物為替予約、通貨オプション取引を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引につきましては、デリバティブ管理規程に従い、社内所定決裁を受けた後取引を行い、取引状況、残高等を把握、確認しております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社の各部署、連結子会社等からの報告に基づき、当社の財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定の水準に維持する等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金預金	16,245	16,245	—
(2) 受取手形、電子記録債権及び完成 工事未収入金	17,353	17,353	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,540	2,540	0
資産計	36,139	36,139	0
(1) 支払手形、電子記録債務、支払信 託、工事未払金及び買掛金	7,097	7,097	—
(2) 短期借入金(*1)	400	400	—
(3) 長期借入金(*1)	930	930	—
負債計	8,427	8,427	—

(*1) 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより短期借入金に計上されたものについては、上表では長期借入金として表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金預金 (2) 受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形、電子記録債務、支払信託、工事未払金及び買掛金 (2) 短期借入金

- (3) 長期借入金 (支払期日が1年以内の借入金)

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	400	—	(*)

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	280
投資事業有限責任組合への出資金	374
合 計	654

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

また、当連結会計年度において、非上場株式9百万円の減損処理を行っております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府及び東京都において、当社及び一部の連結子会社が使用するオフィスビル（土地を含む。）を所有しております。当社グループが使用している部分以外は、賃貸オフィスビルとしております。また、大阪府下に賃貸収益を得ることを目的として賃貸共同住宅を所有しております。平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は62百万円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,570	△12	1,557	1,474

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定評価額を基礎として評価しております。
3. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な減少は、賃貸不動産の減価償却（19百万円）であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 721円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 73円83銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 73円73銭 |

9. その他の注記

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は79百万円、法人税等調整額（貸方）は67百万円、退職給付に係る調整累計額が2百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が14百万円増加しました。

また、再評価に係る繰延税金負債は25百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,824	流動負債	8,257
現金預金	10,048	支払手形	691
受取手形	1,288	電子記録債務	218
電子記録債権	1,547	支払信託	520
完成工事未収入金	10,594	工事未払金	3,045
有価証券	33	短期借入金	1,330
未成工事支出金	1,066	未払費用	96
商品及び製品	45	未払法人税等	870
原材料及び貯蔵品	129	未払消費税等	387
関係会社短期貸付金	777	未成工事受入金	252
繰延税金資産	178	賞与引当金	280
その他	342	役員賞与引当金	60
貸倒引当金	△227	完成工事補償引当金	55
		工事損失引当金	0
		リース債務	2
		その他	448
固定資産	13,166	固定負債	1,634
有形固定資産	8,034	退職給付引当金	674
建物及び構築物	2,041	役員退職慰労引当金	239
機械装置及び運搬具	280	再評価に係る繰延税金負債	483
工具器具備品	87	繰延税金負債	65
土地	5,303	資産除去債務	12
リース資産	11	リース債務	8
建設仮勘定	311	その他	150
		負債合計	9,892
無形固定資産	22	(純資産の部)	
		株主資本	27,512
投資その他の資産	5,108	資本金	6,889
投資有価証券	3,045	資本剰余金	1,002
関係会社株式	1,778	資本準備金	999
その他	315	その他資本剰余金	2
貸倒引当金	△30	利益剰余金	21,736
		利益準備金	343
		その他利益剰余金	21,392
		別途積立金	17,500
		繰越利益剰余金	3,892
		自己株式	△2,116
		評価・換算差額等	1,566
		その他有価証券評価差額金	607
		土地再評価差額金	958
		新株予約権	19
		純資産合計	29,097
資産合計	38,990	負債・純資産合計	38,990

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	32,509
売 上 原 価	25,470
売 上 総 利 益	7,039
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,826
営 業 利 益	4,212
営 業 外 収 益	758
受 取 利 息 配 当 金	372
不 動 産 賃 貸 料	271
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	55
そ の 他	60
営 業 外 費 用	256
支 払 利 息	13
不 動 産 賃 貸 原 価	122
為 替 差 損	57
固 定 資 産 除 却 損	43
そ の 他	18
経 常 利 益	4,715
特 別 損 失	12
関 係 会 社 株 式 評 価 損	12
税 引 前 当 期 純 利 益	4,702
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,506
法 人 税 等 調 整 額	36
当 期 純 利 益	3,160

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 株	已 式 株 資 合	主 本 計
		資 備	の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計				
					別 積 立 金	繰 上 金	繰 下 金	繰 上 金			
平成27年4月1日 期首残高	6,889	999	—	999	295	16,500	2,258	19,054	△2,015	24,927	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当							△478	△478		△478	
利益準備金の積立					47		△47	—		—	
別途積立金の積立						1,000	△1,000	—		—	
当期純利益							3,160	3,160		3,160	
自己株式の取得									△145	△145	
自己株式の処分			2	2					44	47	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	2	2	47	1,000	1,634	2,682	△100	2,584	
平成28年3月31日 期末残高	6,889	999	2	1,002	343	17,500	3,892	21,736	△2,116	27,512	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
平成27年4月1日 期首残高	857		933	1,790	23	26,742
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△478
利益準備金の積立						—
別途積立金の積立						—
当期純利益						3,160
自己株式の取得						△145
自己株式の処分						47
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△249		25	△224	△3	△228
事業年度中の変動額合計	△249		25	△224	△3	2,355
平成28年3月31日 期末残高	607		958	1,566	19	29,097

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券
- 満期保有目的の債券
関係会社株式
その他有価証券
時価のあるもの

時価のないもの
- 償却原価法（定額法）
移動平均法による原価法
- 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法
- なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- ② デリバティブ
③ たな卸資産
未成工事支出金
- 時価法
- 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 固定資産の減価償却方法
- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）
- ② リース資産
- 定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- ② 賞与引当金
- ③ 役員賞与引当金
- ④ 完成工事補償引当金
- ⑤ 工事損失引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 従業員（使用人兼務役員を含む）に支給する賞与に充てるため、翌事業年度の支給見込額のうち当事業年度対応額を見積計上しております。
- 役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
- 引渡しを完了した工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づき計上しております。
- 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができると見込める工事について、損失見込額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

⑦ 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの工事契約の進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ等については、特例処理を採用していません。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は、1,035百万円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,341百万円
(2) 保証債務残高	48百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
① 短期金銭債権	88百万円
② 短期金銭債務	255百万円
③ 長期金銭債務	98百万円

(4) 貸出コミットメント契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	4,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	4,000百万円

(5) 土地再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第3号及び第4号に定める算定の基礎となる価額に基づき、合理的な調整を行い算出しております。

・再評価を行った年月日 平成14年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,095百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	92百万円
② 仕入高	1,226百万円
③ 営業取引以外の取引高	475百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	6,290,935株	309,101株	138,051株	6,461,985株

(注) 普通株式の自己株式の増加309,101株は、取締役会決議による自己株式の取得308,500株及び単元未満株式の買い取りによる601株であり、減少138,051株は、ストック・オプションの権利行使による138,000株及び単元未満株式の売り渡しによる51株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	79百万円
賞与引当金	86百万円
退職給付引当金	206百万円
役員退職慰労引当金	73百万円
減損損失	19百万円
その他	358百万円
繰延税金資産小計	822百万円
評価性引当額	△441百万円
繰延税金資産合計	380百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△267百万円
繰延税金負債合計	△267百万円

繰延税金資産の純額 112百万円

再評価に係る繰延税金負債 △483百万円

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は4百万円減少し、法人税等調整額(借方)が18百万円、その他有価証券評価差額金が14百万円、それぞれ増加しました。

また、再評価に係る繰延税金負債は25百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	549円43銭
(2) 1株当たり当期純利益	59円47銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	59円40銭

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

明星工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 健 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本秀男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明星工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明星工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

明星工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 健 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本秀男 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明星工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

明星工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 光 田 建 治 ㊟

監 査 等 委 員 上 村 恭 一 ㊟

監 査 等 委 員 吉 竹 英 之 ㊟

監 査 等 委 員 三 品 幹 男 ㊟

- (注) 1. 監査等委員上村恭一、吉竹英之及び三品幹男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、平成27年6月25日開催の第73回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。平成27年4月1日から平成27年6月24日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付け、安定的な配当の継続を基本方針とし、業績や財務状況等を勘案しながら総合的に判断いたしております。また、内部留保につきましては、将来の事業展開に備え、財務体質の強化や資本効率を高める新たな成長分野への投資など、経営資源の有効利用を図ることで、さらなる企業価値の向上に取り組む所存です。

第74期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当該方針を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額 264,623,665円

なお、中間配当金として1株につき5円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき10円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）大谷壽輝、朝倉 滋、印田 博、西村英明、林 秀行、山下公典および尾崎 昇の7名は任期満了となり、このうち西村英明は任期満了と同時に退任いたしますので、6名の改選と新たに1名、計7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おおたにとしてる 大谷 壽 輝 (昭和20年1月1日生)	<p>昭和43年3月 当社入社</p> <p>平成3年6月 当社取締役 事業統括部長 兼 環境保全部長</p> <p>平成3年9月 当社取締役 MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 代表取締役</p> <p>平成7年4月 当社取締役 東京支社長 兼 東京営業部長</p> <p>平成9年4月 当社取締役 東京事業部長</p> <p>平成11年12月 当社取締役 営業本部長 兼 営業統括部長</p> <p>平成12年4月 当社常務取締役 総務部および財務部管掌 兼 品質管理部および監査室 担当</p> <p>平成13年6月 当社代表取締役社長 (現任)</p>	146,627株
2	あさくらしげる 朝 倉 滋 (昭和23年3月7日生)	<p>昭和45年3月 当社入社</p> <p>平成13年6月 当社取締役 営業統括部長 兼 品質管理部 担当</p> <p>平成19年4月 当社取締役 営業統括部長 兼 調達部 担当およびタングー プロジェクト ディレクター</p> <p>平成21年6月 当社取締役 常務執行役員 営業統括部長 兼 環境事業統括部 担当</p> <p>平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 工事統括部長、調達部長 兼 浜松工場、調達部 担当およびPNG プロジェクト ディレクター、ナイジェリア プロジェクト ディレクター</p> <p>平成25年6月 当社常務取締役 常務執行役員 支店統括 兼 調達部 担当およびPNG プロジェクト ディレクター、ナイジェリア プロジェクト ディレクター</p> <p>平成27年4月 当社常務取締役 常務執行役員 支店統括 兼 調達部 担当 (現任)</p> <p>〈重要な兼職の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本ケイカル株式会社 取締役 	52,206株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	いん だ ひろし 印 田 博 (昭和25年12月21日生)	昭和49年6月 当社入社 平成15年4月 当社財務部長 平成17年6月 当社取締役 財務部長 兼 総務部および関連会社 担当 平成21年6月 当社取締役 執行役員 財務部長 兼 総務部および関連会社 担当 平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 財務部長 兼 総務部および関連会社 担当 (現任) 〈重要な兼職の状況〉 ・ PT. MEISEI INDONESIA 代表取締役 ・ MEISEI INTERNATIONAL CO., LTD. 代表取締役 ・ 明星建工株式会社 取締役 ・ MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 取締役	41,597株
4	はやし ひで ゆき 林 秀 行 (昭和30年3月6日生)	昭和55年9月 当社入社 平成18年4月 当社大阪技術部長 平成25年6月 当社取締役 執行役員 技術統括部長 兼 環境事業統括部および品質・安全管理部 担当 (現任)	8,900株
5	やま した きみ のり 山 下 公 典 (昭和27年8月25日生)	昭和46年3月 当社入社 平成21年4月 当社支店統括近畿・中部支店長 平成23年6月 当社執行役員 支店統括近畿・中部支店長 平成27年6月 当社取締役 執行役員 支店統括副統括 兼 近畿・中部支店長 (現任) 〈重要な兼職の状況〉 ・ 日本ケイカル株式会社 取締役	10,200株
6	お ぎき のぼる 尾 崎 昇 (昭和25年9月5日生)	平成7年9月 当社入社 平成13年4月 当社営業統括部東京営業1部長 平成19年4月 当社支店統括東部支店長 平成22年6月 当社執行役員 支店統括東部支店長 平成27年6月 当社取締役 執行役員 営業統括部長 (現任)	8,700株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	※ 木 侯 郁 雄 (昭和30年3月1日生)	昭和48年3月 当社入社 平成5年4月 当社大阪支社近畿・中部支店富山営業所長 平成9年4月 当社大阪事業部近畿・中部支店名古屋営業所長 平成24年4月 明星建工株式会社 出向 代表取締役 (現任) 〈重要な兼職の状況〉 ・明星建工株式会社 代表取締役	1,561株

- (注) 1. ※は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任いたします西村英明に対し、在任中の労に報いるため、従来の慣例に従い、当社の一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
にしむら ひであき 西村英明	平成23年6月 当社取締役(現任)

以上

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場のご案内

会 場 大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号
北浜フォーラム(大阪証券取引所ビル 3階)
会議室 A・B・C
電話 (06) 6202-2311

株主総会会場付近略図

